

## 業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 令和8年度 「森川海人っ合宿」企画・運營業務委託
- 2 契約の履行場所 県内一円
- 3 契約期間 契約締結日 から  
令和8年10月30日まで
- 4 業務委託料 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 )
- 5 業務内容 別添仕様書及び企画提案書のとおり
- 6 契約保証金 (契約時に記載)

上記の委託契約について、委託者と受託者は、次の条項により業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住 所 佐賀市城内一丁目1番59号

氏 名 佐賀県農林水産部  
森林整備課長

受託者 住 所

氏 名

(総則)

第1条 委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は頭書の業務(以下「業務」という。)の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約内容の変更中止)

第4条 甲は、必要がある場合には、契約の内容を変更し、又は、この契約の全部若しくは一部を一時中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 消費税及び地方消費税の施行が社会情勢の状況によって延期された場合には変更契約を行うものとする。

(履行の確認)

第5条 乙は、業務が完了したときは、10日以内に書面(様式第1号、様式第2号)により遅滞なく業務履行の確認を甲に求めなければならない。

2 甲は、実績報告書を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定により不合格の通知があった時は、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。

4 前項の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(業務委託料の請求及び支払)

第6条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を甲に請求することができる。

2 甲は前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を乙に支払わなければならない。

3 甲の責めに帰する事由により第1項にかかわる支払が、前項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

4 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙が委託事業完了前に必要な経費を受けようとするとき、甲が必要と認める場合には、委託料を前金払により支払うことができるものとする。ただし、その上限は契約金額の3割を超えないものとする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することがで

きる。

(1) この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(2) 前号の規定によらず乙がこの契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、この契約に係る業務が完了している場合を除き、この契約を解除する。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

(8) 役員等（乙が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者、乙が個人である場合にあっては当該個人以外の者である支配人又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者であるものをいう。）に第2号から第7号までに掲げる者がいる者

(9) 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

(10) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第9号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(11) 第1号から第9号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約（2次以降の再委託契約及び当該再委託契約に係るその他の契約を含む。）の相手方としていた場合（第10号に該当する場合を除く。）に、甲からの当該契約の解除の求めに従わなかった者

3 前2項の規定によりこの契約を解除した場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

5 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保（利付国債に限る。）の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

6 甲は、第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除したときは、業務の出来高部分を確認のうえ当該検査に合格した部分についての業務委託料に相当する額を乙に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号の一に該当する事由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定により、業務の内容を変更した場合において業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第5条の規定により、業務を一時中止した場合において、その中止期間が履行期間の10分の5以上に達したとき。
- (3) 前各号のほか、甲が契約に違反し、その違反によって、契約の目的を完了することが不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害賠償を甲に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除されたときは、業務の出来高部分を確認のうえ当該検査に合格した部分についての業務委託料に相当する額を乙に支払わなければならない。

(賠償金等の徴収)

第9条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料から相殺し、なお不足を生ずるときは、さらに追徴することができる。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

(損害賠償)

第10条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について、乙の責に帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第11条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記1の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの保護)

第13条 乙又は乙の使用人はこの契約による業務を行うために、甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2の「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第14条 この契約に定める事項について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(様式第1号)

| 完 了 届  |                     |
|--|---------------------|
| 委 託 名  |                     |
| 場 所  |                     |
| 委託金額   | 円                   |
| 委託期間   | 令和 年 月 日～令和 年 月 日まで |
| <p>上記の委託業務を完了しましたので、届けます。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>佐賀県農林水産部森林整備課長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> |                     |

様式第2号

|   |    |       |     |
|---|----|-------|-----|
| 監督・検査・確認申請書<br>収支等命令者 様<br>下記の委託業務について完了しましたので、検査を実施してください。 |    |       |     |
| 委託業務名   |    |       |     |
| 業務場所  |    |       |     |
| 希望年月日   | 令和 | 年     | 月 日 |
| 契約年月日   | 令和 | 年     | 月 日 |
| 業務期限  | 令和 | 年     | 月 日 |
| 契約金額  | 円  |       |     |
| 前払金受領額  |    |       |     |
| 部分払受領額  |    |       |     |
| 残 額   | 円  |       |     |
| 摘 要   |    |       |     |
| 部 分 払(第 回)  |    | 成 工 払 |     |
| 請求額   |    | 請求額   | 円   |
| 令和 年 月 日<br>申請者 住所<br>氏名                                    |    |       |     |

注 1 摘要欄には、申請の内容を記入すること。

2 部分払又は成工払を請求する場合については、それぞれ請求額を記入すること。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項で定めるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (個人情報の収集)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

### (事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

### (再委託の禁止)

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
  - 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
  - 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

- 第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。
- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
  - (2) 前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること
  - (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項
- 2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

- 第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

- 第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

- 第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

- 第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めるときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

# 別紙 1

## 個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

委託者名 様

住所又は所在地  
受託者名 氏名又は商号  
代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

### 1 管理責任体制に関する事項

|           |         |      |
|-----------|---------|------|
| 個人情報管理責任者 | (所属・役職) | (氏名) |
| 作業責任者     | (所属・役職) | (氏名) |

### 2 事務取扱担当者に関する事項

|                |  |
|----------------|--|
| 部署名            |  |
| 事務名<br>(事務担当者) |  |

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

### 3 個人情報の保管、管理に関する事項

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 作業場所               |              |
| 保管場所及び保管方法         |              |
| 盗難、紛失等の<br>事故防止措置等 | (具体的に記入すること) |

## 別紙 2

### 個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

委託者名 様

住所又は所在地  
受託者名 氏名又は商号  
代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。

#### 1 管理責任体制に関する事項

|           |         |      |
|-----------|---------|------|
| 個人情報管理責任者 | (所属・役職) | (氏名) |
| 作業責任者     | (所属・役職) | (氏名) |

#### 2 事務取扱担当者に関する事項

|                |  |
|----------------|--|
| 部署名            |  |
| 事務名<br>(事務担当者) |  |

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

#### 3 個人情報の保管、管理に関する事項

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 作業場所               |              |
| 保管場所及び保管方法         |              |
| 盗難、紛失等の<br>事故防止措置等 | (具体的に記入すること) |

(基本的事項)

第 1 受託者(以下「乙」という。)は、委託者(以下「甲」という。)の情報資産(ネットワーク及び情報システム、並びにネットワーク及び情報システムの開発、運用及び取扱いに関する情報(以下「情報」という。))であって、電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報をいう。以下同じ。)の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、佐賀県情報セキュリティ基本方針及び佐賀県情報セキュリティ対策基準(以下「情報セキュリティポリシー」という。)、並びに佐賀県情報セキュリティ実施手順を遵守し、適正な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報管理に関する責任者及び担当者を置かなければならない。

(守秘義務)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た情報(以下「業務上知り得た情報」という。)を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外利用・提供の禁止)

第 3 乙は、業務上知り得た情報及びこの契約による業務を処理するために甲から提供された情報(以下「提供情報」という。)を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第 4 乙は、業務上知り得た情報及び提供情報について、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合のほか、乙は、データバックアップのための外部施設等への搬送時においても、盗難及び不正コピー等の防止措置を厳重に実施しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第 5 乙は、甲の承諾があるときを除き、提供情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第 6 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告義務)

第 7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(報告、監査及び検査)

第 8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を徴し、監査又は検査を実施することができる。

(業務従事者への周知)

第 9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知し、また継続的に教育するものとする。

(業務の再委託)

第10 乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の場合、乙は、委託の範囲における情報セキュリティ対策について、乙から委託を受ける者自身に実施義務があることを明示した書面を作成し、乙から委託を受ける者との連名で事前に甲に届け出なければならない。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。